

自主調査研究報告【継続報告】

北海道港湾における管理能力向上に関する研究（継1B-2-④）	大分類	継1B
	中分類	継1B-2

1. 目 的

北海道の港湾管理体制は、苫小牧港及び石狩湾新港の管理組合形式を除き、市及び町による管理となっている。港湾管理者が担務する内容は、港湾運営に係る様々な行政事務、港湾施設の維持管理などに加えて、最近では国土強靱化やBCP等の防災対策の立案及び運用など多岐にわたっている。しかしながら、近年の財政状況のひっ迫に加え、職員特に港湾行政に精通した技術者不足が恒常化していることから、港湾管理・運営が十分に行えているとは言い難い状況にある。

このような状況において、港湾管理者が適正な港湾管理を実施する際に直面している諸課題を調査するとともに、当センターが培ってきた北海道港湾のハード・ソフトにかかる様々なノウハウ等を活かし、国（北海道開発局）などとも連携を図りながら、港湾管理者への支援方策を検討することを本研究の目的とする。

2. 実施内容

(1)研究全体の実施内容

本研究の実施期間は令和3年度から5か年とし、全体の実施内容を以下に示す。

- ・道内の港湾管理の実態及び課題の把握
- ・支援課題の選定
- ・支援方策の検討
- ・具体的な支援（事例集や手引書の作成、アド

バイザー派遣）

(2)令和5年度の実施内容

令和5年度に実施した調査結果を以下に示す。

- ・港湾の施設の維持管理指針類の運用に係る課題整理について、2007年から現在に至るまでの港湾の施設の維持管理に関連する制度および指針類の整備状況について取りまとめ、維持管理指針類の運用に係る課題を整理した。
- ・「港湾施設の点検診断ガイドライン」の改訂案の検討について、港湾における点検診断ガイドラインの改訂に向け、北海道から点検診断の実態、点検診断の改善方策等に関する要望、課題をとりまとめ、その結果を基に、「港湾施設の点検診断ガイドライン」の改訂案を整理して国に報告した。

3. 今後の対応

今年度の調査結果を踏まえ、令和6年度以降は、以下の調査、検討及び整理を行う予定である。

- ・「港湾施設の点検診断ガイドライン」の改訂案を基に、各港対象施設を取り巻く自然状況、利用状況、構造特性等に配慮し、より実態に合った点検診断を実施すべく、いくつかの港湾において、国と港湾管理者と当センターが参加してケーススタディを行う。
- ・上記ケーススタディの結果を踏まえ、合同点検や運用方法について整理する。